

大阪市

# 客引き行為等の

## 適正化に関する条例について

NO



「客引き行為等禁止区域」では、  
次の①～④の行為が禁止されています。

### ① 客引き行為



不特定の人の中から特定の人に営業の客となるよう積極的に誘い、勧める行為。

### ② 勧誘行為



不特定の人の中から特定の人に役務に従事するように誘い、勧める行為。いわゆる「スカウト行為」。

### ③ 客待ち行為



左記①、②をするために相手方となるべき人を待つ行為。

### ④ 上記①、②、③をさせる行為。

## 条例違反の場合の罰則

- 違反者に対して、指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、5万円以下の過料に処されます。
- 上記に加え、違反者の氏名、店舗や法人の名称等の公表を行い、違反店舗が所在するビルオーナー等に公表事項を通知します。
- 客引きを委託した店舗等に対して、職員が立入調査を実施し、必要書類等の提示・提出を求め、関係者への質問を行います。
- 立入調査に対して、虚偽の資料の提出や立入調査を拒むなどした場合は、氏名等の公表や5万円以下の過料に処されます。

禁止区域については、裏面をご覧ください

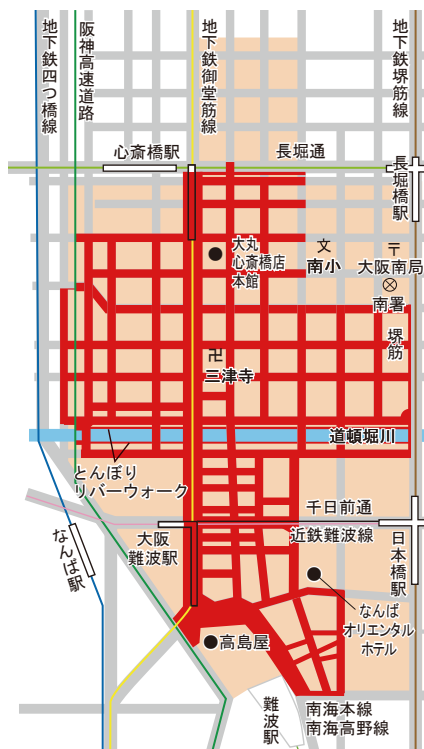
# 客引き行為等適正化重点地区・客引き行為等禁止区域

## キタ地区(北区)



重点地区：ページュ部分（地下を含む。）  
禁止区域：赤色部分（地下、歩道橋を除く。）

## ミナミ地区(中央区・西区)



重点地区：ページュ部分（地下を含む。）  
禁止区域：赤色部分（地下を除く。）

## 北新地地区(北区)



重点地区：ページュ部分（地下を除く。）

※ 詳しくはホームページをご覧ください。

本条例の規定に関わらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」など、他の法令に違反する行為は、処罰の対象となります。

不特定多数の人に対するチラシ等の配布や自店舗前での呼び込みは、客引き行為、勧誘行為、客待ち行為に当たりません。

## 事業者の皆様へ

客引き行為等の行為者だけでなく、「客引き行為等をさせた者」として、その雇用者や依頼主(客引きの委託契約を含む)も条例の対象としています。

従業員や、委託事業者に対して、本条例に違反する客引き行為等をさせないよう、指導をお願いします。

大阪市内の道路や駅など公共の場所では、以下の行為が禁止されています

- ① 拒絶の意思を示している人に対する客引き行為・勧誘行為
- ② 客引き行為・勧誘行為をするために他人の進路に立ちふさがったり、追いかけたり、路上でたむろするなど、人の通行を妨げる行為
- ③ 上記①、②をさせる行為